

平成 2 2 年度第 3 回

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

日 時：平成 2 2 年 1 2 月 1 日（水曜日）

午前 1 0 時から午前 1 1 時 2 0 分まで

場 所：宮城県行政庁舎 4 階 特別会議室

平成 22 年度第 3 回 宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会 議事録

日時：平成 22 年 12 月 1 日（水）午前 10 時から午前 11 時 20 分まで

場所：宮城県行政庁舎 4 階 特別会議室

出席委員：増田 聡 委員 浅野 孝雄 委員 奥村 誠 委員
京谷 美智子 委員 小林 達子 委員 西出 優子 委員
福田 稔 委員

司 会 定刻となりましたので、ただいまから平成 22 年度第 3 回宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会を開催いたします。開会に当たりまして、佐藤企画部長より挨拶を申し上げます。

企画部長 開会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、今年度 3 回目の大規模事業評価部会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

今年度は既に 2 回ほど部会を開催いたしまして、大島架橋事業と登米地区統合校に係る校舎等改築事業の 2 件について、審議と現地調査を行っていただいております。本日の第 3 回部会では、本日付けで知事から行政評価委員会へ諮問させていただいた拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業について、御審議及び現地調査をお願いしたいと考えております。後ほど、事務局から本日の行程について御説明いたしますが、午前中は、この会議室において御審議いただき、午後は、引き続き現地調査を行っていただくという予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

本来なら 3 件合わせて御審議をお願いするというのが通常だと存じますが、こちらの準備の都合上、変則的な日程にせざるを得なかったということについて、委員の皆様にお負担をおかけしていることをお詫び申し上げます。

今回の「拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業」につきましては、事業の必要性、有効性、適時性等の観点から総合的に判断いたしました結果、県としては事業の実施は適切としておりますが、さらに、委員の皆様の、より専門的な視点から、県の自己評価結果の適切性、妥当性について御審議いただきたいと考えております。大変お忙しい時期に、タイトなスケジュールで御審議をお願いいたしまして、誠に恐縮ではございますが、県行政における効率的、効果的な事業執行のため、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

司 会 本日は、増田部会長をはじめ、7 名の委員に御出席をいただいております。行政評価委員会条例第 4 条第 2 項の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。なお、井上委員におかれましては、所用のため欠席する旨の連絡をいただいております。

会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。まずは、次第、裏面が出席者名簿となっております。それから、審議資料、諮問の写しになります。資料 1、平成 22 年度大規模事業評価部会の進め方について。それから、拓桃医療

療育センター・拓桃支援学校整備事業の参考資料をお配りしております。

また、評価調書につきましては、本日御持参いただくということでお願いしておりましたが、もしお手元がない場合は、事務局へお申し付け願います。よろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入りますが、御発言の際には、机正面にございますマイクスイッチをオンにして、マイクのランプが点灯したことを確認してからお話しください。また、発言が終わりましたら、スイッチをオフをお願いいたします。

では、増田部会長、議事進行につきまして、よろしく願います。

増田部会長 おはようございます。それでは議事に入りたいと思います。

最初に、議事録署名委員の指名ですが、今回は西出委員と福田委員をお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

次に、会議の公開についてです。宮城県行政評価委員会運営規程第5条に基づき、当会議は公開といたします。傍聴の方もいらっしゃっておりますが、本会場に掲示してあります行政評価委員会傍聴要領に従って、傍聴をお願いいたします。さらに、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従って、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、それぞれの議事に入る前にお手元の審議資料を御覧下さい。今年度3件目の対象事業になりますが、拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業に関する大規模事業評価について、知事から行政評価委員会委員長へ諮問がなされております。行政評価委員会条例及び運営規程に従って、大規模事業評価については、本部会で調査、審議するということになっておりますので、委員の皆様、よろしく願います。

本日の議事は2点ありますが、まず第1点目は平成22年度大規模事業評価部会のこれからの進め方です。第2点目は大規模事業評価対象事業の審議についてで、具体的に先ほどの対象事業の審議ということになっております。この後、事務局から具体的な説明がございしますが、本日の午後には現地調査もあり、長時間になりますが、円滑な議事進行に努めてまいりますので、御協力をよろしく願います。

それでは、次第に従って議事を進めたいと思います。(1)部会の進め方について、事前に私と事務局で調整しております資料がございしますので、事務局から説明をお願いいたします。

政策課長 それでは議題の一番目、部会の進め方について御説明を申し上げます。

資料1を御覧ください。表の左側、「大島架橋事業」、「登米地区統合校に係る校舎等改築事業」について記載しておりますが、こちらは既に審議に入っており、予定について変更ございませんので、説明は省略いたします。

資料の右側、本日諮問いたしました「拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業」の欄を御覧下さい。先ほど、増田部会長から御説明がありましたとおり、今年度、3件目の対象事業といたしまして、知事から諮問いたしましたので、本日の第3回部会におきまして、1回目の審議及び現地調査をお願いしております。

今後は、年明けに開催されます第5回部会において、当該事業に関し2回目の審議及び答申とりまとめをいただき、1月中旬には、大規模事業評価部会を代表して、増田部会長から知事へ答申をいただくというスケジュールを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。なお、年明けの部会開催日程につきましては、委員の皆様のスケジュールを調整中でありますので、詳細については、追って御連絡いたします。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

次に資料1の裏面を御覧下さい。本日の部会のスケジュールについて御説明いたします。このあと、午前はこの会議室におきまして御審議をいただき、午後からは現地調査を予定しております。県庁からマイクロバスで移動いたしまして、最初にこども病院において、建設予定地等について視察いただきます。次に、拓桃医療療育センター、拓桃支援学校へ移動し、現施設の状況等について視察いただき、最後に、拓桃医療療育センターの会議室におきまして、現地調査のとりまとめを行っていただく予定です。県庁到着は午後5時頃を予定しております。本日の部会は、午前、午後の長時間の開催となりますが、よろしくお願いいたします。

増田部会長 ただいまのご説明について、御質問等ございますか。

それでは、第3回部会以降については、資料1のとおり進めることといたしますのでよろしくお願いします。

では次に、議事の2です。平成22年度大規模事業評価対象事業の審議に移りたいと思います。先ほど事務局からお話がありましたとおり、午前中は拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業の事業概要と、既に県が行っております事業評価結果について、県の方から御説明いただいて、その後、質疑応答をしながら審議を進めたいと思います。午前中の時間ですが、概ね説明30分、質疑30分の時間配分で進めたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、事業について県の方から御説明をよろしくお願いいたします。

障害福祉課 説明につきましては、A3版の参考資料をお手元に配付しておりますが、これを中心にして、あとは評価調書を参照するような形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、A3の参考資料を御覧いただきたいと思います。

まず、事業の概要でございます。拓桃医療療育センターですが、肢体不自由児施設ということで秋保にございまして、非常に施設設備の老朽化が進んでおりまして、施設の運営に支障を来しているということで、今年度の4月に拓桃医療療育センターのあり方検討懇話会というのを設置いたしまして、今後の施設整備のあり方について検討を進めてきたというところでございます。

下の方を御覧いただきますと、2.懇話会における検討状況の枠の下に、拓桃医療療育センターの概要が書いてございます。設置が昭和30年ですけれども、その後、47年に全面改築をして、基本的にはその建物を今使っていると。その後、61年頃に改修はしておりますが、基本的には昭和47年の建物ということになります。

そこで、ここの下にございまして、拓桃医療療育センターの課題ということ

ころでまとめておりますが、今申し上げましたような老朽化した施設設備の更新が大きな課題と。それから、肢体不自由児施設ということですが、実際には障害児の重度重複化というのが進んできておまして、幅広い障害児に対する対応が求められている、現に対応しているということがございます。それから、県内で唯一小児リハビリテーションの専門の施設というところがございまして、引き続きこういったような課題に対応していく必要があるということが求められているところでございます。

その懇話会の中で、下の表にございますように、6回にわたって検討をしてみました。その結果といたしまして、県立のこども病院との一体的な機能連携を前提に整備すべきとの方向性が懇話会の方から出されたというところでございます。その検討結果を踏まえまして、県といたしましては、拓桃医療療育センターはこども病院の敷地に、宮城広瀬高校の敷地の一部を使用して整備をするということ。それから、検討結果では一体的な機能連携を前提にということでしたので、両施設が一体的に連携しながら機能が発揮できるように、渡り廊下で接続するような形で整備をいたしまして、さらにその運営主体についても、現在県立と、それから独立行政法人ということになっておりますので、運営主体についても今後一体化をすることを前提に検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、現在、拓桃医療療育センターに入っている子どもたちの教育機会の確保ということで拓桃支援学校がございまして、拓桃医療療育センターが移転すれば、当然その子どもたちの教育機会の確保ということで必要ですので、拓桃支援学校についてもあわせて整備したいということでございます。

2の懇話会における検討状況でございますが、6回にわたって開催をしてみました。11月に報告書が県に提出をされたというところでございます。懇話会におきましては、この6回のところで表にございますが、さまざまな観点からの検討をしてみましたけれども、特に建設地について、拓桃医療療育センターを独立して建設する場合と、こども病院と一体的連携を前提として建設する場合について、メリット・デメリットを比較して、その上、さまざまな観点から議論を行って、また、利用者を対象にしたアンケート結果をもとにした議論なども行ったというところでございます。このメリット・デメリットの部分につきましては、お手数ですが、資料の34ページを御覧いただきたいと思いますが、通し番号のページでございます。今申し上げたのが(2)新拓桃の建設に当たっての考え方ということで、下の表15というところに、独立した施設として建設する場合と、それから一体的な機能連携を前提として建設する場合について、それぞれ各委員の皆様からそれぞれのメリット・デメリットを出していただきました。それを整理したものがこれでございます。独立した施設として建設する場合のメリットとしては、当然施設の性格がはっきりしてまいりますので、独立性や統一性が維持できるということ。ただ、一方、その課題といたしましては、下の

から
にございますように、ほかの病院との医療連携が可能なのか。独立して建設する場合については、幾つかの課題を指摘されていたと。それから、表の右側にございますが、一体的な機能連携を前提として建設する場合については、こども病院は、現在の秋保よりは交通の利便性が高いですとか、それから、当然両病院を受診するようなお子さんがいらっしゃいますので、利便性が高まるといったようなことが議論されたというところでございます。

今申し上げたようなことを整理したものが、参考資料の方に戻っていただきまして、下の方に一体的連携を前提にした整備というところで矢印が書いてございますが、その下に期待される効果というのがございます。今申し上げたようなメリットの部分をまとめたのが、この1から4ということでございます。両施設の医療スタッフによる総合的なチーム医療、療育サービスの提供ということです。拓桃医療療育センターには、小児整形の医者が4人、それから小児神経の医者が5人いまして、それぞれ非常に高度な水準を保っております、東北地方から、さらにもっと遠くからも患者さんが来るということで、非常にレベルが高いサービスを提供しているということがございます。それから、障害を持ったお子さんは、最近では重複化というのがございまして、複数科に関わるようなお子さんが多くなってきているということがございまして、二つの施設を合わせれば医療スタッフによって総合的なサービスが提供できるだろうということが一点です。それから、急性期から慢性期、在宅に至るまでの高度、専門的かつ一貫したサービスの提供という部分でございます。こども病院が急性期の病院で、一方、拓桃医療療育センターは慢性期の施設ということになります。したがって、急性期から慢性期、さらに拓桃の持っているものとして家庭への橋渡し、要するに障害を持ったお子さんがうまく在宅で生活できるように、母子ともにいろいろ訓練をして橋渡しができるという機能もありますけれども、それがすべて統合することによって一貫して提供することができるようになります。

それから(3)でございます。施設設備の共用化による医療サービスの効率化、施設規模の縮小化です。拓桃医療療育センターにも当然手術室ですとか検査室がございまして、それをこども病院にあるものを利用することによって、相当程度施設の縮小ができる。今のところ概ね1,000㎡ぐらいの施設の縮小ができるだろうと考えております。

それから(4)でございます。両支援学校の一体的運営による効果的な教育環境の提供でございます。今、こども病院の中に分教室がございまして、その中で教育を受けておりますが、拓桃支援学校が移転することによって、その分教室の子どもたちも拓桃支援学校の方に吸収をするということになれば、格段に教育環境は向上するだろうというふうに思っています。

以上のようなことを踏まえまして、結論が出たということで、県としてもそういうような形にするということで決定したということでございます。そういったことで、ここの懇話会としては、施設を利用する患者、家族に対する一層のサービス向上を考えた場合、こども病院近接地に渡り廊下で接続する形で一体的に整備することが望ましい、そういったような結論になったということでございます。

ちなみに、一番下の表1にございますけれども、現在、拓桃医療療育センターは11,000㎡ほどございます。拓桃支援学校が5,500㎡ほどございまして、こども病院が18,000㎡ということになります。

次に、3の計画概要でございます。施設概要につきましては、下の方に表3というのがありますが、こども病院の敷地を活用し、それから、先ほど申し上げました宮城広瀬高校の敷地については下の地図をごらんいただきたいんですけども、広瀬高校の左上の角に点線で囲ってある部分がありますが、ここがおおむね3,500㎡ほどということで、こども病院の北側駐車場のPと書いてあるところですが、ここだけですと、今申し上げたような、合わせて13,000㎡ほどの建物にな

るだろうと想定しておりますが、駐車場をつぶすことになりまして、敷地的にもなかなか狭いということがございまして、これだけでは建設が難しいということで、このような形で3,500㎡ほどを使用させていただくということで進めております。

それで、拓桃医療療育センターの面積ですけれども、表3にございますように、13,000㎡程度という下に、拓桃医療療育センター8,000㎡というふうにございます。これが単独で建設する場合はおおむね9,000㎡ほどと想定をしております。そこが先ほど申し上げましたように、統合することによって8,000㎡ほどに縮小できるのではないかと考えております。それからもう一つ、今の拓桃よりもさらに小さくなっているという理由としては、(1)の2行目にございませぬけれども、以前よりも平均1日入院患者数が減ってきております。それは、新規の入院患者数はふえておりますが、入院期間がどんどん短縮をしております。それで、結果的には1日当たりいる子どもたちの数が減っておりますので、そういったことを勘案いたしまして、現在120床ございますが、それを80床程度に縮小すると。この二つのことから、現在の11,000㎡という建物が8,000㎡ぐらいに縮小されるということで想定をしているということでございます。それから(2)の拓桃支援学校の施設面積につきましては5,000㎡ということで、これも西多賀支援学校の分教室、こども病院にございます分教室を統合していることを加味して設定をしたということでございます。次に、(3)必要な部門、諸室の主なものにつきましては表4でございます。下にございますように、表4のところを見ていただきますと、左側に医療、それから次に療育、学校というふうになりますが、医療と療育の真ん中に線で囲ってある、ここが機能を統合できるだろうというふうに考えているというところでございます。

ページをめくっていただきまして2枚目を御覧いただきますと、上が現在です。それで、こども病院と拓桃医療療育センターにそれぞれ網掛けをした部分がございます。これを統合後ということで、下の絵になりますが、それぞれこども病院の方に集約したり、あるいはリハビリなどについては拓桃の方に集約するというようなことで機能を統合、整備をするということでございます。この絵なんですけど、右端にございますように、面積ですとか、それから場所ですとか、掲示した部門がすべてを網羅したわけではなくて、あくまでも模式図ということで、学校が3階、4階で、拓桃医療療育センターが1階、2階というふうになっているわけではありません。模式的に表したものであるということでご理解いただきたいと思います。

また1枚目に戻っていただきまして、今のようなことを検討した結果、それを簡単にまとめますと表の4のような形になるということでございます。

それから、具体的な、こういった施設をどのように配置するのかということについては、今後、こども病院の方といろいろと詳細な調整が必要だというふうに思っていますので、そこはこれからの検討ということでございます。

次に(4)スケジュール、建設費でございまして、それについては表5、表6に記載をしております。表5を御覧いただきますと、現時点のスケジュールといたしましては、来年23年度、24年度に基本・実施設計を行いまして、24年度に高校の移設工事を行うと。それから25、26年度に本体の建設工事を行いまして、27年度中の供用開始ということをご想定しているということでございます。

次に、表6の建設費ですが、全体といたしましては67億円ということでございます。それで、その他というところの3段目に、高校施設移設関係費というのがございまして、これが3億5,000万円というふうでございます。これは、先ほど地図で御覧いただいた宮城広瀬高校の部分に、非常に小さくて申しわけないんですけども、プールと柔剣道場と弓道場というのが現在あります。3,500㎡を確保するために、ここがございます施設を、当然教育活動に影響しないようにきっちり移設整備をする必要がありますので、その移設整備に要する経費が3億5,000万円ということでございます。それから、この建設費の中には、こども病院との一体的整備に伴いまして必要となる、こども病院の改修工事、それから増築工事の費用も含むということがございます。これは当然、一つの施設とするには、こども病院の必要最小限の改修というのは出てこようかと思えますし、あとは、こども病院本館というところがありまして、その一番左端に、当初から増設を想定していた柱だけが立ってある部分がありまして、手術室などは当然増設する必要があるだろうということで、それを想定している部分があるのですが、今回拓桃医療療育センターを統合しますと、当然手術とかの件数が増えますので、それによってこども病院の方の、今かなり稼働率が上がってきておりまして、一気に拓桃の手術も全部吸収することはなかなか難しいだろうということで、当初からこども病院として増築を想定した部分をこれにあわせて増築をして、例えば手術室などについては増設をする必要があるだろうということで考えておりまして、それがこども病院の増築工事ということになります。

今後の課題につきましてですが、周辺の住宅地、あるいは隣接する施設、あるいは周辺道路交通など、周辺環境へ配慮した計画立案を行うということでございます。それから二つ目といたしまして、宮城広瀬高校の教育活動に支障を生じないように代替施設をきちっと整備をすること。それから、利用者が利用しやすく、機能連携に配慮した施設整備、あるいは駐車場の台数の確保でございます。それから、施設の円滑な運営ができるように将来の組織体制をどうするのか、あるいは運営形態をどうするのか。最初に申し上げましたように、運営形態につきましては、今後一体化をする方向で検討をするということを申し上げましたけれども、それをどのような形でやるのかというのを検討が必要であるということでありませう。

最後に、評価調書で、評価結果について簡単にコメントをさせていただきたいと思っております。評価調書の5ページからでございます。

5ページの1の、事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。この部分につきましては、これまで御説明をしまいたるように、拓桃については引き続き障害児のためのさまざまな対応が必要だということで、現在の社会情勢から見て必要であると判断をしております。

続きまして次のページ、2でございますが、県が事業主体であることが適切であるかどうかという部分でございます。県立の肢体不自由児施設として拓桃医療療育センターを行っておりますが、他県では社会福祉法人が行っているケースもございまして。ただ、宮城県内についてはこれまで県立でやっております。それから、最初に申し上げましたように、拓桃医療療育センターは大変水準の高い治療を行っております。現時点で県内において、このような事業を行うところはないということで、これも県が事業主体であることについては適正ではないかと

考えております。

次に、3の時期でございますが、これにつきましては、拓桃医療療育センターは老朽化しております、緊急な対応が求められているということでございますので、これも適当と考えております。

それから、4の事業の手法につきましては、PFIの導入調整会議において従来方式による手法が妥当と判断しているというところでございます。

次、7ページの5、事業の実施場所ですが、これにつきましても、こども病院との一体的な機能連携ということを考えると、やはりこども病院の敷地内で整備をするということがやはり必要だろうということで、実施場所についても適切であろうと考えております。

それから、6の社会経済情勢から見て効果的であるかどうかということですが、これについても拓桃医療療育センターとこども病院が統合することによって、複数科の診療科によるさまざまな総合的なサービスが提供できるということで、それも1,000㎡程度の施設の縮小化ということもありますので、これについても効果的であると判断をしております。

次のページでございますが、7の事業実施に伴う環境への影響でございますが、これについても十分に環境に配慮した計画立案を行ってまいりたいというふうに考えておりますし、環境負荷の低減などについても十分配慮していきたいと考えております。

8の想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策でございますが、様々ございますけれども、周辺住民などに対して十分な配慮を行いながら進めてまいりたいと思っております。

最後に、9の事業の経費が適切であるかどうかという部分でございます。事業費については先ほどご説明したとおりですが、財源内訳でございますが、そこに62億円ほどが起債ですね。それから、地域医療再生基金というのが1億円ということで最終計画の中に計上されておりますので、それを充てたいと考えております。それから維持管理費ですが、これは50年間の維持管理費というのを想定しておりますけれども、トータルで82億円、その財源内訳といたしましては、診療報酬が28億円、一般財源が54億円ということで考えております。

以上のとおり、拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業について評価を行いました結果、適切と判断したところでございます。以上でございます。

増田部会長 御説明ありがとうございました。それでは、質疑に移りたいと思いますが、先ほどの県からの御説明について、意見や質問等があれば、委員の皆様よろしくお願ひします。

福田委員 現在の拓桃医療療育センター、支援学校について、移転後はこれらの施設をどうされる予定なのでしょうか。また、西多賀支援学校のこども病院分教室も、拓桃支援学校に統合するということですので、空き教室はどうされる予定でしょうか。

障害福祉課 現在の施設につきましては、現時点でその利活用方法について固まっているわけではございません。これにつきましては、それなりの広い敷地もありますし、

建物もございます。ただ、病院の方はかなり古いですので、そのまま使うというのも、なかなか難しいかもしれませんが、現時点で現在の施設の活用方法が固まっているということではございません。今後検討していくということでございます。

福田委員 その場合に、例えば何もしないといても、施設の規模が大きいので、維持管理など通年ベースでのコストがかかるのではないかと思うのですが、その辺りのコストというのはどの程度見込んでいるのでしょうか。

障害福祉課 今のところ詳細に詰めておりませんが、やはり建物をそのまま残す場合には機械警備などというのは当然必要ではないかというふうに思いまして、そういったような費用は出てくるのではないかと考えています。

特別支援教育室 西多賀支援学校のこども病院分教室ですけれども、これは、現在はこども病院のある一角、部屋をお借りして分教室として使わせていただいております。ですから、教室の体をなしていないのがもともとでございます。それで、今回の拓桃医療療育センターの移転を機に、拓桃支援学校もついていきますが、それと同時にこども病院内にある分教室を支援学校の方に教室をつくって移すということでございます。そういったような考え方でございます。

福田委員 こちらの拓桃支援学校には、例えば平成 21 年、22 年ですと、どのぐらいの児童が通学といたしますか、暮らしているのでしょうか。

特別支援教育室 それでは、調書の 5 ページをお開きいただきたいと思います。5 ページの一番下、拓桃支援学校の欄がございます。実は拓桃支援学校に通う子どもたちは、治療、手術とかを受けるために拓桃医療療育センターに入院する子どもたちでございます。その期間の入学者数でございますので、まず結論から申し上げますと、入退院がございますが、今年度一番多い時期で 43 名でございます。年度始め、年度末にはもともとの在籍している学校へ帰るという傾向がございますので、年度始め、年度末は減ります。ただ、5 月あたりからずっと伸びて行って 10 月、11 月だと、今言ったように、今年度ですと最大で 43 名でございます。ついでに、こども病院の分教室の方は、きょう現在で 7 名の子どもが入院して教育を受けております。

増田部会長 他にございますか。

西出委員 まず、今の質問と関連して、参考資料中、期待される効果(4)で教育環境の向上ということが述べられていますが、一体化することによって、どんな効果が具体的にあるのかということをお伺いしたいと思います。

移転、一体化後、学級規模はどうなるのかということ。現在は少人数制で学級編成されている状況だと思うのですが、それが、こども病院の生徒さんと一緒になることによって、そういった教育環境がどうなるのかというのが一つです。

もう一つは、こども病院の課題として家族支援体制の構築ということを挙げら

れていますが、一体化することによってそれがどう解消されるのかということです。

もう一つが経費の効率性についてです。以前、こども病院を訪れた時、本当に立派な施設で、入院している子どもたちに、夢を与えるようなすばらしい施設だと感じました。ただ、税金を使って、これほど立派なものをつくる必要性和効率性のバランスというのは難しいところだと思うのですが、今回はその辺りをどう考えておられるでしょうか。

また、運営主体については、具体的にどう考えているのか教えていただければと思います。

特別支援教育室

まず、どういった教育効果があるのかというところでございますが、先ほども申し上げましたように、こども病院に学ぶ子どもたちは病棟の一角をお借りしておりまして、そもそも教室の体をなしていないところで学んでいるということがございます。ですから、通常の学校であれば、例えば図書館というのがありますが、そういったような施設もないということです。拓桃医療療育センターの移転を機に、支援学校もまいますので、教室を確保するというところで、図書館等の特別教室も確保していく。いわゆる教育環境をいいものをつくるということでございます。

なお、拓桃支援学校の子どもたちは肢体不自由という障害区分になります。ところが、こども病院に学んでいる子どもたちは病弱という、支援学校の中ではそういう区別を法的にいたしております。表現が悪いですが、拓桃支援学校の中にまとめた場合には、そういった障害区分に応じた教室はそれぞれ確保をするということです。ですから、肢体不自由部門の教室を確保すると同時に、こども病院で学んでいる病弱の子どもたちの教室もきちっと確保すると。ただ、体育館とか図書館とかは供用部分が出てくるかとは思いますが、そういった面での教育環境の効果が私たちはあるというふうに思っております。

障害福祉課

3点あったと思いますけれども、まず、こども病院の課題として、家族支援体制の構築という部分です。そこはどのようにということですが、拓桃医療療育センターについては、先ほど申し上げましたけれども、在宅への橋渡しというところをこれまで一生懸命やってきたと。それは具体的にどういうものかといいますと、障害を持ったお子様が生まれた時に、在宅へ戻ると親がいろいろ保護するといえますか、育てることになりますが、それがなかなか難しいので母子入院ということをやったりします。そうやって在宅に戻ってもちゃんと子どもの面倒を見れるように、そういったようなことをやっているんですが、そういうことも含めて、拓桃にはそういう在宅への橋渡しという家族支援の部分もあります。一方、こども病院の方はどうしても急性期の病院ですので、そこは問題点としてはあったとしても、なかなか十分手が回っていなかったというところがありますので、そこは拓桃のこれまでのノウハウを使って、お子さんが在宅に戻ったときにちゃんと受け入れられるような家族への支援体制、そういったところはきちっと機能できるようにするのではないかなということの一つ考えております。

それから、2点目の拓桃の施設がこども病院と比較してどうなるのかということだと思えますけれども、当然拓桃の事業費については、他のいろいろな同様の

施設を参考に積算をしておりますが、1㎡当たり単価でいえば明らかにこども病院よりは低いので、そこは予算の範囲内といたしますか、必要な範囲で整備していくということになるかと思います。

それから、3点目の運営主体については、これも、これからこども病院と十分調整をしていく必要があると思っておりますが、県立か独法かのどちらかしかなくて、県立こども病院が戻るといのはなかなか考えにくいと思っておりますので、こちらとしては独法化ということで調整していくというのは基本的なスタンスだというふうに思っています。

西出委員 ありがとうございます。

増田部会長 他にございますか。

京谷委員 先ほど、こども病院の方の患者数が増えているというお話がありましたけれども、その県外からの患者数の推移というのはどうなっているのでしょうか。それとあわせて、今の支援学校の方の、県外から来られている方の人数が分かれば教えてください。

障害福祉課 拓桃につきましては、大体10%をちょっと超えるぐらいの方が県外から入所しています。こども病院についての県外の比率は、同じように10%をちょっと超えたぐらいで推移しております。

京谷委員 そういう県外から来られた方々に対し、在宅での療育に関する支援などは、県内における子どもたちと同じようなレベルでできるのでしょうか。

障害福祉課 個々のケースで様々だと思いますけれども、やはり入所している間、あるいは入院している間は同じようにできるかと思いますが、退院してしまってから、病院、あるいは施設の方から出ていくというのはなかなか難しいと思います。拓桃の場合、当然ずっと通ってくるケースがありますので、そういった場合は同じようにサービスはできますけれども、では県外の方が、そのように通ってくるかという、やはりそれは限界があるかと思っておりますので、あくまでも、やはり病院なり施設の中でのサービス提供ということにはなってしまう。その範囲では同じことはできるだろうというふうに思います。

特別支援教育室 それから、先ほどの件でございます。こども病院では4月8日現在、8人学校に通っておりますが、8人とも県内の子どもという報告でございます。

それから、仮に県外の子どもが入院して、学校で学びたいという場合には、県内の子どもさんと全く同じ条件で、親御さんが希望すれば入学させます。これは、他県の教育委員会及びその子どもさんが住んでいる市町村の教育委員会とやり取りしまして、希望すれば県内のお子さんと同じように、支援学校に入れるということにしています。

小林委員 現在、両施設で17,000㎡ぐらいの面積で、施設を共用することにより、面積が

13,000 m²程度に減らせるということでしたが、懇話会の中で出されている条件や希望がどの程度満たされるのでしょうか。かなり縮小されるので、今利用しておられる方々が将来的にこの病院に希望するものと、かけ離れたものにならないかなと思うのですけれども。

障害福祉課 先ほど御覧いただいたA3版の2枚目の資料ですが、これは懇話会に提出した資料そのままです。それで、懇話会の報告書の中にもあるんですけれども、すべて先ほど私が説明申し上げたようなことを全部説明申し上げて、当然こども病院とも打ち合わせをして、こういったような機能の統合は可能だろうということも全部調整した上で、このような報告書にまとめておりますので、面積が減ったことについては、懇話会でお話したことと現在では同じですので、そこから面積を機能統合によって大きく削減したとか、そういうことはございませんので大丈夫です。

小林委員 今回のA3資料の2枚目の方に書かれていない図書室なども、先ほどのお話ではきちんとできるということですよ。共用部分を除いてなくなるというものはないわけですね。

障害福祉課 基本的には、拓桃についても学校についても、今やっていることを同じようなレベルでやるということでございます。拓桃医療療育センターの方については1日当たりの平均の人数が減ってしまっていて、それで120床から80床に削減すると申し上げましたけれども、それに伴う面積の減と、それから機能統合による面積の減、そういったことで考えていますので、今あるものを無くすということは考えていません。

小林委員 もう一つですが、他県からもいっちゃるということですけども、近県には宮城県が持っているような、このような施設というのはなくて、やはり宮城県が優れているので、宮城県に来るといった状況なのではないでしょうか。

障害福祉課 基本的には他の県にも、例えば肢体不自由児施設ですとか、それから重症心身障害児の施設ですとか、そういったものはやはり必要に応じてございます。ただ、肢体不自由児施設の根幹であります小児整形外科という部門については、拓桃にいるお医者さんたちのレベルが非常に高いので、手術ですとか、そういった部分は東北各県、あるいは関東の方からも来るケースがあるということです。施設が全く無いわけではないのですが、手術とか医療のレベルが高いので、他県から来られています。

小林委員 その分期待されているというわけですね。

障害福祉課 そうということです。

奥村委員 施設、敷地のことですけども、肢体不自由のお子さんを対象にするということで、例えば災害時にきちんと避難ができるのかということや、そういうことを

考えたときに、敷地がかなり狭いところに、無理をしてという言い方はよくないのですが、工夫をして、ある程度密度を使ってというやり方で建設した場合、果たして現在の施設が持っているような形と同じレベルで、避難等に対し余裕が持てるのかということをお伺いしたい、それが一つ目です。

それから二つ目は、建設を予定されているところは、こども病院の駐車場ということですがけれども、駐車場を減らし、しかも施設としては増えることになるので、駐車場の容量は大丈夫なのかという、その点をお伺いしたいと思います。

障害福祉課　まず一点目の、災害時等の避難のことですけれども、参考資料の表1に、現在の建物について概要が書いてありますが、拓桃が3階建て、それから学校の方が4階建て、それからこども病院が4階建てというのが現在の建物でございます。今回建てようと思っておりますのが、概ね4階になるだろうということで、今の施設よりも急に高くなるということはありませんが、今お話がございましたように、多少敷地が奥の方にまいますので、それはやはり我々としては課題だと、重要なポイントだというふうに思っております、そこは建物をつくる際ですとか、さまざまな点で十分工夫していく必要があるだろうと思っております。ただ、基本的には現在の建物と同程度の高さですので、そこはクリアできるだろうと思っております。

それから駐車場につきましては、こども病院本館の右下に、Pと記載がございますけれども、ここが今駐車場になっております。駐車場の全体の確保についてはまだ調整している部分がございますけれども、ここを立体にするとか、あるいは県営宮城広瀬住宅の上に広い土地があるんですけれども、ここは県有地でございます、ここを活用するとか、まだ検討中ですが、十分な台数はきちり確保していきたいというふうに思います。

浅野委員　評価結果の8に対応するのかなと思いますけれども、まず財政面ですが、経営的に見て、現在のこども病院の経営状態がプラスなのか、マイナスなのか。それから療育センターの管理部分に関する収支というのはどうなっているのか。それが統合することによって、将来、どう変化すると予想しているのか。その辺りをまず教えていただけますか。

障害福祉課　まず、こども病院につきまして、子どもの医療というのは非常に人手がかかります。それで、どうしても負担感という部分があります。それからさまざまな政策医療もやっているということで、現在、県の方から年間16億円ほど支出しています。今年度になりまして、かなり病床の稼働率も上がってまいりまして、それから外来もかなり増えています。そういったようなことで、これからは、今までよりは相当収支は向上するだろうと思っておりますが、これまではこういった状況でございました。

それから拓桃については、平年ベースで財政が7億円から6億円ぐらいの収支差がございます。これにつきましては、同じように肢体不自由児施設ということでございまして、なかなか採算が取れにくいということがございます。それで、これから一体化することによって、ここのところが何か大きく改善する要因があるかということ、まず、統合すれば管理部門が当然人員的に一体化できますので、

人件費の削減，あるいはさまざまな施設管理の部分について，それぞれ別々にやるよりは一体化をした方が，当然効率化が図れると思いますので，そういったような効果というのは当然出るだろうと思っています。ただ，具体的にその辺りの収支差については職員数まで全部出さないと出ませんので，現時点で明確な数字が出ているわけではありませんけれども，効果としてはそういうことがあるだろうというふうには思っております。

浅野委員 独立行政法人として，将来的に重いものを背負っていくという形になるのかね。

障害福祉課 現在，県立で拓桃を運営しておりまして，そういったような収支ではあります。それで，独立行政法人になったから，そこを全部自分でやりなさいということには当然ならないと思っております，そういう政策的なことをやっているわけですので，そこはきちっとルールをつくることになるとは思いますが，当然こども病院に全部負担を押しつけるということはないと考えております。

浅野委員 もう一つ，評価結果9の事業経費の関係ですけれども，維持管理費については50年間の累計ということで数字を出しておりますが，この数字というのは，建設費との関係で出しているのだと思うのですが，そうしますと，既存部分であるこども病院を除いた，新設に係る部分の経費として挙げているということになるわけですか。

その次に，財源内訳の中に診療報酬等と書いてありますけれども，この診療報酬等についても相互に関連したところがあると思いますけれども，そうすると，こども病院ではなく，拓桃医療療育センターの診療報酬が対象になっているということでしょうか。

障害福祉課 維持修繕，補修などについては新しい建物をもとに算出しておりますが，管理につきましては，120床から80床に下げれば体制も当然縮小しますし，変わってくると思います。しかし，現時点でそれでは何人にします，というところまでは，大変申しわけないですけれども，そこまでは算出しておりませんので，管理経費については現時点のものを参考としております。収入についても同様です。したがって，この財源内訳につきましても，拓桃に限った部分ということでご理解をいただきたいと思っております。

西出委員 調書の76ページに，利用者に対するアンケート結果が出ているのですが，これからの施設設備に望むことという質問に対し，5番目に「付き添いが泊まれるスペース，マクドナルドハウスのような建物」という回答が挙げられています。先ほど，母子入院というお話しもありましたが，この辺りについてどのようにお考えでしょうか。

障害福祉課 まず，この5番目の回答について，現在，秋保にございますので，手術をするときに，確かに保護者の方が泊まる場所がありませんので，中にはマクドナルドハウスを利用している方も結構いらっしゃいます。今回，移転ということになれば，

ずっと便利になると思います。それから先ほど申し上げた母子入院についても、当然、現在やっているようなことは新しい施設になっても、引き続きやっていくということと考えております。

増田部会長 確認ですが、平成 15 年にこども病院がオープンする前に、おそらく拓桃との一体化は考えられないのかというような議論があり得たかと思うのですが、今さらという感じもありますが、その当時はどういう議論だったのでしょうか。

障害福祉課 平成 9 年頃にこども病院の検討組織ができたのですが、かなり以前のことで、詳細が表立って議論されたかどうかというのはなかなか確認ができないのですが、我々の知っている限りでは、やはり急性期の病院ということをメインに、急性期のこども病院というのは、どういったような診療体制が必要かというところが議論されていて、それで、拓桃については基本的には肢体不自由児施設、リハビリということになりますので、拓桃については当然、現時点よりも 10 年以上も前ですから老朽化は進んでいないとは思いますが、基本的には小児医療を急性期、それからリハビリ全体で連携をしていって役割を果たしていくというような議論がされたということは聞いております。

増田部会長 それぞれ両方に事情があって、おそらくこども病院としては、拓桃との総合調整などを行っているよりは、できるだけ早く、こういう施設が欲しいというのが重要なテーマだったのではないかと考えられるのではと思います。

もう一つですが、この広瀬高校のプール、柔剣道場等が取り壊しになるということですが、これは新たにどこに建つことになりますか。先ほど広瀬住宅の後ろが県有地だという話がありました。広瀬高校としては校庭が減ってしまうのか、それとも新しく、例えば県有地の方にこうした施設ができて、校庭としては減らないのか。

障害福祉課 現在、調整しておりますが、基本的には土地を使用させていただいてということが前提にありますので、教育活動に影響しないように、こうした施設はきちり移転するのが当然なのですが、具体的にその場所については、いろいろと教育委員会の方と現在調整中で、まだ確定はしておりません。

奥村委員 今回の事とも関連するのですが、広瀬高校自体、まだ新しい施設かと思いますが、将来的にキャパシティが足りなくなり大きくするとか、建て替えるという課題が現在あるのでしょうか。それともそういうことは全くないのですか。

施設整備課 宮城広瀬高校は昭和 58 年に建設が始まりまして、築 27 年経っております。生徒数の推移も一定でございますが、この学校については、今後の県立高校将来構想の再編の対象ということにはなっておりません。このまま存続するというのが現時点での考え方でございます。

小林委員 先ほど駐車場の話が出ていましたが、懇話会の資料には、車いすの利用が多いので、荒天の時はスムーズに濡れないで出入りできるような施設が望ましいとい

うふうに書かれています。この広瀬高校の法面の方にばかり建物ができるわけですが、こども病院と拓桃医療療育センターにスムーズに入っていただけるような駐車場という、今ある駐車場だけしか利用できないのですが、ここには間に高校の建物があるので、本当に荒天時でもスムーズに出入りのできるものになるのだろうか、スペースの問題もあるのですが、建物がじゃまになるのではないかという気がするのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

障害福祉課 懇話会の中でも、今お話があったように、ほとんどが車いすの方であり、従って連れてくる親御さんも車で動くということですので、駐車場、それから乗り降りのしやすさという部分についてはかなり指摘をされております。それで、現在の拓桃医療療育センターについては、建物の前に屋根が架かっています。そこに車を停めて、乗り降りできるようにしています。そのような形で、雨の時でも乗り降りができるような乗降スペースというのは当然確保していきたいと思っています。

あとは、先ほど申しましたように、具体的に駐車場については、こちらとしてはできるだけ近いところが必要だろうというふうには思っており、現在調整中ですけれども、少なくとも乗降スペースについては、きちんとした整備を当然行っていく必要があると思っています。

増田部会長 現地調査の際に、アプローチの在り方に関して、少し意向が見えるかもしれませんが。

西出委員 調書の65ページ、これからの拓桃に望むことの中に、例えば母子入所病棟の独立化ということで、他の入院患者とは別に母子入所単独病棟でのサポートや父親も参加できるようなプログラムの記載があります。また、高等部の設置なども書かれておりますが、その辺りについて教えていただきたいと思います。

障害福祉課 別の母子入院病棟というのはなかなか難しいと思います。要するに、別建てというのはなかなか難しい。現在もそうになっておりません。ただ、要はきっちりとそこで、そういうサービスができるようにということで、区切ってということだと思いますので、そこは施設を設計していく中で、十分対応できると思っておりますし、そのような形で実施したいと思います。

それから、父親も参加できるようなプログラムをというようなこともありました。そこはこれからの話になりますが、利用者の方々からこういうご意見を伺いましたので、こういったものが可能なのかは、拓桃の方とこれから検討していきたいと考えています。

特別支援教育室 高等部の設置ということでございますが、ご存知かと思いますが、現在、拓桃支援学校は小学部、中学部のみで設置でございます。肢体不自由のお子さんは知的には遅れがないのが通常でございますので、高等部というよりも高校の進学に当たっては普通高校へ進まれるお子さんが多いので、いまだに拓桃には高等部がないということ。肢体不自由の高等部という意味では、あえて言うならば、船岡支援学校というのが一つあることはございます。ただ、入院しながらの高等部へ

ということは今まであまり需要がなかったという部分でございました。

増田部会長 P F Iの議論はあまりメリットがないので、ということですが、こども病院自体は完結した施設として設計され、つくられているということがあります。そこに、新たに渡り廊下で新しい施設をつくるということで、その施設配置が難しいのではないかなと個人的には思っています。ただ一方で、今度つくるものについては、なるべくコストを下げてつくらなければいけないという命題もあって、現有と新しいところのマッチングでは、建築家の人たちも含めていろいろな議論が必要かと思う一方で、コストを下げるためには単純なデザインにすることになると思うので、なかなか新しい施設の設計体制は難しいと思っています。

具体的に今後の進め方、こども病院の設計者の方との調整など、いくつか論点があると思うのですが、何か考えていることはありますか。

障害福祉課 まず P F Iにつきましては、今回建てる部分で積算をしたところ、やはり V F Mというのは発生しなかったというのがまず一点ございまして、それで効果が発現されないという判断がありました。もう一方、その数字的なものとは別にして、部会長がおっしゃったように、既に単体で動いている施設があって、もう一つ追加する施設の一方だけに P F Iを導入できるかということ、やはりそこは非常に難しい。それから、独立行政法人にもし全体でなる場合は、この施設をどういう形で県が持っているか、貸すとか、あるいは出資するという、さまざま形があると思いますので、やはりそのまま分離して P F Iというのは難しいなということもございました。

それから、現在の建物とうまく整合性を取るといふか、人の動線がうまく動けるような形で施設配置をしなければいけないと思っておりますので、そこはこども病院の方と、それから拓桃医療療育センターと我々と、いろいろ検討する会議を設置して、さらに拓桃利用者の方も交えて、十分慎重に議論をしていきたいと考えております。

増田部会長 それでは、審議のまとめに入りたいと思います。

いくつかの課題が挙がっております。まだ、数字上も含めて、今後検討しないといけない問題というのはかなり残っているということですが、原則としては、二つの施設をうまくすり合わせることで、より効率的で高度なものが進められるのではないかと、基本的にはそういう方向での議論だったと思います。それぞれ、医療部門、福祉部門、教育部門のいくつかにまたがって議論しないといけない課題が、まだ残されているということでしたが、評価調書にもあるように、施設の配置計画やその機能、利用者の利便性、その他、利用者から出されているアンケートの要望書なりといったものも含めて、より良い計画に高めていくという、そういう作業が残っているということだったと思います。

以上、午前中の審議を終わりにしたいと思います。もし委員の方から特にこういう問題をというご要望があれば、最後にお聞きして終わりにしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、午前の審議はこれで終わりにいたしまして、事務局に戻したいと思います。

司 会 委員の皆様，午前の部の審議，お疲れさまでした。

本日の部会は，午後から現地調査を実施していただきますので，早めに昼食をおとりいただきまして，12時30分までに県庁1階正面玄関にお集まりください。なお，県庁内には，1階にコーヒーショップ，2階には食堂とコンビニエンスストア，それから18階には，先月25日にオープンしましたレストランがございますのでどうぞご利用ください。

それからこの会議室でございますが，出発まで御利用いただけることにはなっておりますが，もし席を立つ場合には貴重品だけはお持ちになっていただきたいと思えます。

何か他に御質問等ございませんでしょうか。

それでは以上で，午前の部は終了いたします。

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

議事録署名人 西出 優子

議事録署名人 福田 稔